

第15章 第3条14に則った悪影響の最小化

決定15/CMP.1 パラグラフ23～26の規定に基づき、第3条14に則った悪影響の最小化について報告する。

15.1. 概要

我が国は、京都議定書第3条14に則った悪影響を最小化するための取組が重要である点を考慮し、行動を実施している。一方、気候変動問題を解決するための対応措置の実施により発生する具体的な悪影響を正確に評価することは難しいという点は留意すべきである。例えば、原油価格の変動は、原油需給バランスやその他の様々な要因（原油先物市場の動向、景気変動等）によって引き起こされるものであり、気候変動対策と具体的な悪影響との因果関係及びその程度は不明確である。

また、気候変動問題を真に解決するためには対応措置について発想の転換が必要不可欠であり、持続可能な成長が重要な一つの鍵となり得る。例えば、再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、エネルギーアクセスの向上や防災対策、新しい産業の開発を通じた雇用対策に資する側面もある。リオ+20やCOP18においても議論されているとおり、気候変動問題に適切に対処し、環境と経済を両立した持続可能な成長を実現するためには、グリーン経済への移行、低炭素成長の実現が重要な要素である。こうした低炭素社会の構築に向けた取組は今後全世界において加速されるべきである。我が国は、東アジア首脳会議参加国が地域協力を通じて低炭素成長を推進するために、東アジア低炭素成長パートナーシップ構想を提唱している。アフリカ開発会議（TICAD）の枠組みでは、低炭素成長・気候変動に強じんな開発戦略の策定を推進している¹。また、緩和対策をより一層進めていくと共に、脆弱国のニーズに応じて適応対策にも対処していくことが、対応措置の良い効果を最大限化することにつながると考える。

15.2. 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

京都議定書第3条1に基づく約束を達成する際の開発途上締約国、特に条約第4条8及び9で規定されている開発途上締約国に対する社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化することが重要である点を考慮し、我が国は以下の取組を優先的に行っている。

なお、上述した悪影響の最小化に関する取組の評価方法は国際的に確立されておらず、その評価を行うことは不可能であることも留意すべきと考える。

■ エネルギー・環境分野における技術協力等

2007年1月の第2回東アジアサミットで表明した「日本のエネルギー協力イニシアティブ」や、2009年4月に開催されたアジア・エネルギー産消国閣僚会合での合意に基づき、東アジア諸国及び中東への受入研修・専門家派遣による省エネ・新エネ人材育成協力を実施し、同諸国における省エネ・新エネ法制度等の制度構築・運用に関する支援を行った。また、中国・インド等の途上国研究機関と我が国研究機関による政策共同研究により、相手国の今後の政策立案に資する両国の省エネ政策比較や多消費産業のエネルギー削減可能性推定等の成果を上げた。

¹ 下線部は、前回提出時からの主な変更点を示している。

また、我が国によるエネルギー・環境分野における技術協力は世界各地で行われているところであり、開発途上国の持続的な経済成長に貢献している。国際協力機構（JICA）を通じた協力としては、専門家の派遣、研修員の受け入れを中心に途上国のニーズに応じた柔軟な支援を行っている。

■ 産油国への経済多様化等に関する支援等

2009年4月には、日本において第3回アジア・エネルギー産消国閣僚会合が開催され、石油市場の安定化に向けて、商品先物市場の監視の強化や透明性の向上に関し、規制当局に更なる強調した行動をとることを要請することとしたほか、①アジアの需給見通しの策定、②省エネルギー・新エネルギーに関する先進プロジェクト事例の共有、③相互の研修機会の提供（我が国からは3年間で2000人の研修生受け入れを表明）等、具体的なプロジェクトを今後進めることで一致した。

■ 二酸化炭素回収・貯留（CCS）技術の開発等

我が国ではCO₂削減効果の高い革新技術であるCCSについて、2020年までの実用化に向け、国内において大規模実証事業を実施するとともに、コストの大幅低減や安全性向上のための調査研究等を実施した。また、欧州や米国など各国関係者と積極的にCCSに関する技術情報の交換を実施した。

制度面では、海底下CCSについて、海洋環境の保全の観点から2007年に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」を改正し環境大臣による許可制度を創設した。また、潜在的環境影響評価や監視技術の手法について検討した。